

(参考)4 力国の比較

タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピンの水際取締りについて、主要な論点について比較整理すると下記のとおりである。

	マレーシア	インドネシア	タイ	フィリピン
関税法による IP 侵害品の禁製品指定	×			: 一般規定として他法令での指定を含めている
税関に対する取り締まり直接執行請求	× : 裁判所からの命令が必要	× : 裁判所からの命令が必要	: MOU による措置執行を確保	: 直接請求の申請書あり
税関の職権探知規定	: IP 関係では MyIPO からの請求が必要であり、担当者 2 名の状況では実態として執行不可			
担保・同等の保証	: 規定はあるが具体的額算定のガイドなし	× : 実施細則なし	: 規定はあるが実際のデポジットの規定がない	: 規定はあるが運用実績は不透明
コスト負担	: 実態は権利者側	× : 実施細則なし	: 実態は権利者側	: 実態は政府負担
押収品の処分透明性	× : 規定不明	× : 実施細則なし	× : 規定不明	: 明示的規定はないが権利者への通知・立ち会いを確保
関係各省の連携体制	× : 制度的な対応なし	: ナショナルチームの設置による情報連携。但し実態は機能不足	: MOU に基づく連携。但し実質は機能不足	: EO による NCIPR の設置、活動常設